


ネットとうほく 2020 (検) 第 3 号-4
2021 年 (令和 3 年) 8 月 10 日

大阪市北区西天満 4-3-25
梅田プラザビル別館 10 階
弁護士法人飛翔法律事務所
株式会社ラグザス・クリエイト代理人
弁護士 五 島 洋 殿
弁護士 濱 永 健 太 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-4 0
ブライトシティ柏木 7 0 2 号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘 
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>

再 申 入 書

- 1 当団体より令和 3 年 3 月 2 5 日付けで送付しておりました「申入書」に対して、令和 3 年 4 月 3 0 日付けで文書によるご回答をいただき、厚く御礼申し上げます。また、真摯にご検討の上、申入れの趣旨に添って規約を修正いただきましたこと厚く御礼申し上げます。
- 2 なお、以下の点については再度ご検討いただきたいと考えております。
つきましては、本書面到達後 2 か月以内に、以下の申入事項、要請事項に対するご回答を書面にて当団体までご送付下さいますようお願い申し上げます。
なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、従前の照会書に記載したとおりに対応させていただきますので、念のため申し添えます。

第 1 申入事項

1

第 17 条本サービス内容等の変更および中断・停止

1. 当社は、利用者へ事前に告知または通知することなく本サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

2. 当社は、利用者へ事前に告知または通知することなく本サービスを一時的に中断・停止することができるものとします。
3. 当社は、上記第1項・第2項により生じた成約前の利用者の損害について、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第18条本サービスの終了

1. 当社は、利用者へ事前に告知または通知することなく本サービスを終了することができるものとします。
2. 当社は、前項により生じた利用者の損害について、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

前回の申入れにおいては、17条及び18条の「当社は一切の責任を負わない」との条項の削除を求めておりましたところ、17条3項についてのみ、「成約に至る前の利用者」を想定しているものであり「成約前」と限定する旨の回答をいただきその旨一部修正がなされました。18条2項の「一切の責任を負わない」との条項についても同様の趣旨と予想されるのですが、この点回答漏れと思われるので、改めてご回答下さい。

17条3項及び18条2項について、成約前の利用者に限定する趣旨であれば一切の責任を負わないものとする条項でも問題ないと思われませんが、17条1項、2項のサービスの変更・中断・停止、18条1項のサービスの終了に関する規定については、成約前・後を区別していない点で、現状の規定のままでは問題があると考えます。

この点、17条について、「成約後（契約成立後）の利用者については当然に契約に基づく義務を負うことを想定」されているとのことですので、17条1項、2項の本サービスの変更・中断・停止に関する規定も、「成約前の利用者」に限定する趣旨（成約後の利用者との間で「事前に告知または通知することなく本サービスを変更・一時的に中断・停止」することを想定していない）のではないかと思われれます。18条（サービス終了に関する規定）も、17条と同様に成約分については当然に義務を負うことが想定されており、「成約前の利用者」に限定する趣旨の規定ではないのではないかと思われれます。

そうだとすると、損害賠償に関する17条3項、18条2項のみならず、17条1項、2項及び18条1項についても、「成約前の利用者」に限定することが相当と思われれますので、その旨の修正をご検討下さい。

第2 要請事項

1

第14条 車両残留物の取扱い

1. 利用者は、売却する車両内の私物等の残留物を車両の引渡しまでの間に処分する

ものとし、ます。なお、車両引渡し後に車両内に残っている私物等は利用者の所有物とみなした上、利用者がその所有権を放棄したものとみなします。この場合利用者に事前の連絡をすることなく当社がその裁量において自由に処分できるものとし、ます。

2. 利用者は、前項の処分によりかかった費用を負担するものとし、ます。なお、前項の私物等が第三者のものであった場合、当社と第三者との間で紛争が発生する疑い、や可能性がある或いは発生した場合には、利用者が自己の責任と費用で終局的に解決を図るものとし、ます。

貴職のご意見については一定程度理解はできますが、所有権放棄という重大な効果を生じる意思表示を擬制する以上、例えば車両引渡の時点で、残置物がないことを再度確認する等、利用者に不利益が生じない対応をご検討ください。

2

第 28 条 損害賠償

利用者が本規約に違反した場合、故意過失を問わず、当該違反行為による損害その他不利益を受けた当社（第三者含む）に対して損害を賠償するとともに一切の責任を負うものとし、ます。

「一切の責任を負う」という文言の趣旨が不明であり、消費者が法律上の損害賠償責任以上に負担が生じるとの誤解が生じる可能性がありますので、相当な内容への変更をご検討ください。

第 3 付言事項

第 6 条 1. (10) につき「合理的な理由に基づいて利用者として不相当であるといえるとき」第 8 条 2. につき「合理的な理由の有無に基づいて当社にて判断を行うものとし、ます。」との改訂案をお示しいただきましたが、用語の違いに意味や必要性があるのかよくわからないので、統一を検討してはいかがでしょうか。

以上